

【表紙】

【発行登録追補書類番号】 7 - 外 1 - 1

【提出書類】 発行登録追補書類

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年 8 月21日

【会社名】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
(Toyota Finance Australia Limited)

【代表者の役職氏名】 業務執行取締役兼主席業務執行役員
(Managing Director / Chief Executive Officer)
エバン・チロヤニス
(Evangelos Tsirogianis)

【本店の所在の場所】 オーストラリア 2000 ニュー・サウス・ウェールズ州
シドニー ジョージ・ストリート225 グロブナー・プレイス レベル
7
(Level 7, Grosvenor Place, 225 George Street, Sydney, New
South Wales 2000 Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 廣 瀬 卓 生

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒 田 康 之
同 青 木 俊 介
同 原 田 寛 司
同 多加谷 慶一郎

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目 1 番 1 号 大手町パークビルディング
アンダーソン・毛利・友常法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03-6775-1943

【発行登録の対象とした売出有価証券の種類】 社債

【今回の売出金額】 トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2031年 9 月 2 日満期 豪ドル建社債

7,550万豪ドル (円貨相当額85億1,413万5,000円)

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド
2031年 9 月 2 日満期 米ドル建社債

3 億780万米ドル (円貨相当額487億8,014万4,000円)

(株式会社三菱ＵＦＪ銀行が発表した2026年 8 月20日現在の東京外
国為替市場における対顧客電信直物売買相場の仲値 1 豪ドル＝
112.77円及び 1 米ドル＝158.48円の換算レートで換算している。)

【発行登録書の内容】

提出日	2025年12月 8 日
効力発生日	2025年12月16日
有効期限	2027年12月15日
発行登録番号	7 - 外 1
発行予定額又は発行残高の上限	発行予定額 5,500億円

【これまでの売出実績】
 (発行予定額を記載した場合)

番号	提出年月日	売出金額	減額による 訂正年月日	減額金額
該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし	該当事項なし
実績合計額		0 円	減額総額	0 円

【残額】
 (発行予定額 - 実績合計額 - 減額総額) 5,500億円

(発行残高の上限を記載した場合) 該当事項なし

【残高】 該当事項なし
 (発行残高の上限 - 実績合計額 + 償還総額 - 減額総額)

【安定操作に関する事項】 該当事項なし

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

第一部 【証券情報】

<トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2031年 9月 2日満期 豪ドル建社債及びトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド 2031年 9月 2日満期 米ドル建社債に関する情報>

(注1) 本書中の「T F A」とは、トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド(A B N 48 002 435 181)を、「グループ会社」とはT F A及びT F Aが支配する会社からなる経済的主体を指す。

(注2) 本書中に別段の表示がある場合を除き、

- ・「豪ドル」、「豪セント」又は「A\$」はすべてオーストラリアの法定通貨を指し、
- ・「米ドル」又は「米セント」はすべてアメリカ合衆国の法定通貨を指し、
- ・「円」はすべて日本国の法定通貨を指す。

第1 【募集要項】

該当事項なし

第2 【売出要項】

1 【売出有価証券】

【売出社債(短期社債を除く。)】

豪ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	7,550万豪ドル
売出価額の総額	7,550万豪ドル
利率	年率5.10%

米ドル建社債

売出券面額の総額又は売出振替社債の総額	3億780万米ドル
売出価額の総額	3億780万米ドル
利率	年率4.47%

2 【売出しの条件】

社債の概要

1 利息

豪ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年 9月 2日(当日を含む。)から2031年 9月 2日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年 3月 2日及び 9月 2日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000豪ドルの各本社債につき25.50豪ドルである。

米ドル建社債

- (a) 各本社債の利息は、上記利率で、2026年 9月 2日(当日を含む。)から2031年 9月 2日(当日を含まない。)までこれを付し、毎年 3月 2日及び 9月 2日(以下、それぞれを「利払日」という。)に半年

分を後払いする。各利払日に支払われる利息は、額面金額1,000米ドルの各本社債につき22.35米ドルである。

第3 【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項なし

第4 【その他の記載事項】

以下の文言が、発行登録追補目論見書の一部を構成することになる「発行登録追補書類に記載の事項」と題する書面に記載される。

「本書及び本社債に関する2026年8月付発行登録目論見書（同発行登録目論見書の訂正事項分を含む。以下同じ。）をもって本社債の発行登録追補目論見書としますので、これらの内容を合わせてご覧下さい。ただし、本書では2026年8月21日付発行登録追補書類のうち、同発行登録目論見書に既に記載されたものについては一部を省略しています。」

第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項なし

第三部 【参照情報】

第 1 【参照書類】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。

第 2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された事項について、当該有価証券報告書の提出日以後、本発行登録追補書類提出日（2026年8月21日）までの間において重大な変更は生じておらず、また、追加で記載すべき事項も生じていない。また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されているが、本発行登録追補書類提出日現在、当該事項に係る T F A の判断に変更はない。

第 3 【参照書類を縦覧に供している場所】

該当事項なし

第四部 【保証会社等の情報】

発行登録書（訂正を含む。）に記載のとおり。